

井上頼國著

許官
越洲考



神習舎藏版

348345

双生億伎洲与佐度洲とありハ一書の
文あり古事記に生億伎之三子嶋と何
るを訛混りたる文なりと上田百樹の
論へる説を採て古史傳は非つらまた
るう如し今試みいさし原ハ次双生越
洲世人或有双と云双生越度洲世人と
有と誤るものありん

越洲考

井上頼因著

神代紀に云く伊弉諾尊伊弉冉尊

立於天浮橋之上云々廼生大日本

豐秋津洲次生伊豫二名洲次生筑

紫洲次雙生億伎洲與佐度洲世人

或有雙生者象此也次生越洲次生

大洲次生吉備子洲由是始起大八

洲因之號焉一條禪閣の纂疏に曰

越洲考

荷田翁の鈔に越洲と或説に越前越中越後と云ふを悉く已む本豊秋津洲を生玉より越前等の三國に其地續あるをやは越の渡嶋を指して云ふなりと見えたり

本居翁の國号考に大八嶋の海の周りに隔たる一界の國をいへるなり其例に書紀の神代卷に三韓國を韓郷之嶋といひ万葉集の歌に海をへりて大和國の方をさして倭島とよみ又此大八嶋をまへて倭嶋根とよみありと是ありさて八島といひゆり海を隔てて一連あるを倭國をまへ一島といへるの數ハたなきありかくてそのハ例の跡みてもとらた嶋の數の多る号なりゆむを後ハの意よりとてその數をといへるハ傳へたるも疑はるるめまとも古事記にありされたりハめて幾内七道の諸國を備へり又他の嶋々ハハもまへらばりて餘るもあく足らざるなるも本よりハの數ハ動りざるをこそ書紀の傳へるハ此内ハ他の嶋々もまへらばり

と越洲彼地有坂名曰角鹿行人必踰此坂入越絶故曰越也後分爲五國谷川氏の通證に此文の注に北陸道三越加賀能登是也成胤曰國云大八和銅五年割陸奥越後始置出羽國則出羽亦半爲越地今按夫水繞其外謂之洲則八洲各應別島恐不應分陸續之地爲二洲也蓋蝦

の數動りざると古事記の正しきまつきて定むべきなりと見ゆ

支那の古は倭夷云々とらへるハ越洲の事を記傳して云へるもあり説長けとハ別云ふへ

宋書曰倭王云東征毛人五十五國西服衆夷六十六國渡平海北九十五國云南史通典文獻通考東西洋考等同文有り宋史日本國云國之東境接海東夷人所居身面皆有毛また元史類編其國使領蝦夷人來貢人鬚長四五尺蓋倭之屬國也また續文章正宗有夷州紆嶼人莫非倭種ま皇明世法錄曰日本東南大海中依山峙爲居亦東北山外歷毛人國文身圍約七千里云其屬國有五十餘新羅百濟莫非屬國また海東諸國記に其地始黑龍江之北至于我濟州之南與琉球相接と見えたり

菅井談山の記せる和蘭地理志に曰沙加利印蝦夷ノ諸島此亦日本ノ屬地多ま桂川甫周の記せる魯西亞志に千六百九十八年我元祿十一年アタラシク一軍を帥ひコーサツケニカグリ及びココキより此地に至り土人を大半服従せしめ

夷初見景行紀而齋明紀謂之渡嶋此島自古屬我邦不爲外國西土諸籍所載亦然云々因是觀之北陸五國則固爲秋津洲中此所謂越洲疑今毛人嶋欽渡嶋之名義亦相近蓋奥羽三越其所往來以取用故後世三越之地亦得此名猶安房出自阿波然耳と見え古事記の國生の下

て千七百年我元禄十三年の七月本國
より歸り云々千七百十五年我正徳五年より
再び軍勢を起しベシシヌイの海濱より
カムシカツトカヲ渡り其地ハ勿論近傍の
諸島までうち從なりと見ゆまゝ東砂
葛記にも見えたり
鶴峰氏の本教誦歌に按渡阿波者必
取路於淡路故有阿波路之名渡哉者多
自三越越路之名由是起歟と見ゆ頼國
按中より彼高志郡沼川郷沼奈川神社
の如きハ通路あり上より縁ありて名
を得しやのなるべし又出雲の古志郷
の類ハ安房の阿波より出たり如
越と山海を越る義と或は北風の義
と或ハ北去の義とまゝハ何れも穩
らなり

ふと越洲の名ハなくツニウミヲカガフて次生兩兒
嶋シラマダナハ亦名謂天兩屋トヨヤト兩屋トヨヤト島并六嶋トヨヤト
と何れハ其の兩兒嶋即て越洲トヨヤトふて
蝦夷樺太をいふなり抑越トヨヤトてふ言
の義ハ籠障コサふて彼國の曇トヨヤトりうち
なりしより名はけしなるへし今
東國トヨヤトふてハ日影の刺さぬ
屏陰コサをコサといふなり 兩兒嶋
とハ樺太の土俗の傳トヨヤトよカモイカ

カモイ又カマイともいひてとりの神
の義なり

蝦夷東西考證に樺太地名の夷語トヨヤトよあ
らび全く内地の地名と等しき交ま
るハ古くより我國の屬地なる證トヨヤトよて
地名の上より明らかなりと見え又相當
の字を填めハとがよ然ること形り

ラフトといひてカモイは神の義
カラは體の義フトハ二の義トヨヤトふて
神の體を二よ生成し給へるより
如此ハ云ふなりと何れもふと名義
も所在も明著なりまゝ天兩屋と
は此島ハ兩兒よ生給ひし故トヨヤトよ何
と形く兩屋とい稱へしなりむと
古史傳よ見えたるの如くまゝ出

出雲風土記同郡狹結歌の下は古志國
佐手布ト云人來居之故謂最邑神龜三
年改字狹結也其所以來居者說如高志
郷也と見えたり

内山氏の出雲風土記解ふ久秦為神社
ハ嶋根郡三保の傳は意支都久辰為俾
都久辰為命とある此神の社あり。へ
鈔云古志郷久類須三社也と見えたり
類國云久類須カサカカの總名と見え
と云ふ由ありて聞ゆあり久志為
神の一名小や
矢野翁曰く意支都久辰為命ハ澳之越
居の義俾都久辰為命ハ越之越居の義あり

雲風土記の神門郡古志郷即屬郡家
伊弉那弥命之時以日淵河造池之
尔時古志國人等到来而為堤即宿
居之處故云古志とあるは伊那那
伎伊那那美の神代も彼州人を召
上たまひ傳ふ此郷も久秦為
神社あるも由縁ありて聞えたり
まゝ意宇郡の下小所以號意宇者

古史傳ハ師説と引て曰志羅紀ハ新羅
國の地の東南方の海へ突出する御崎あり

出雲國楠縫郡古豆村
支豆支之御崎今ハ日御崎といふ
同國飯石郡佐比賣山今石見國安濃郡
小嶋とて三瓶山といふ

國引坐八束水臣津野命詔八雲立
出雲國者狹布之稚國在哉初國小
所作故將作縫詔而携衾志羅紀乃
三崎矣國之餘餘有耶見者國之餘
有詔而云々國來國來引來縫國者
自去豆打絶而八穗米支豆支乃御
埼也如此而堅立之加志者石見國
與出雲國之境有名佐比賣山是也

菌長濱今ハ神門郡あり
解曰く北門ハ新羅とさす出雲國
の北ハ新羅肅慎の境東北蝦夷迄
有とさけハ廣く北門といふなり

秋鹿郡佐田

良波ハ古史傳ハ師説を引て曰く良理
留礼呂を言の頭よおける例いふこと
あれハ良の字ハ誤ある云々上なる
志良紀の御埼ハ准ふる若くハ上の
佐伎之國ハ此良波之國ハ北方ある異
國の名もやたらんと見えたり

嶋根郡手添郡同郡關見

高志之郡々乃三埼ハ越洲樺太のトシ
マの御埼ハ新羅を石見界へ縫育と
さより北門を縫育トシマを伯耆界へ
縫育給ひなり如此て國引の順序
も方位もよく適へりと謂へるハ別
小詳説あり都の字をトと訓例式ハ
都佐坐神社とあるを始め猶多あり又
肅慎ハ遠史百官志ハ日本王府見えて
古より皇國の屬なり其より所々ハ

亦持引網者菌之長濱是也亦北門
佐伎之國矣云々引來縫國者自多
久打絶而狹田之國是也亦北門良
波乃國矣云々引來縫國者自手添
打絶而關見之國是也亦高志之都
々乃三埼矣云々引來縫國者三穗
之埼也持引網者夜見島是也固堅
立加志者有伯耆國大神岳是也と

注ハ委曲ハ別ハ注ハ

本文の下に引ける出雲風土記島根郡
三保郷の下に説あり併せ見よ
島根郡蜈蚣島の所ハ即此島達伯耆
國郡内夜見島とあり
大神岳出雲風土記抄ハ伯耆國會見郡
大山是也といふ
神代紀一書ハ素戔嗚尊帥其子五十猛
神降到新羅國居曾尸茂梨之處乃興言
曰此地吾不欲居遂以埴土作舟衆之東
渡到出雲國簸川上所在島上之岸とあり
素戔嗚尊ハ此神の父ふまバ殊ハ由あり
まハ或説ハ八束水臣津野神ハ素戔嗚
神の一名なりといへるも由ありと聞ゆ
所造天下大神ハ大穴持神なり

口ハ字彙ハ古ノ國ノ字皆作口とあり
ハ口を人名とせし説ありと非なり

大國主神ハ大穴持神の亦名あり
古史傳ハ越ハ口ハ越の跡國ハ越最
の國々と云意ハ平とありと思ふハ

見えたるハ新羅肅慎越洲の餘地
を以て出雲ハ補ひ給へる傳ハ
て彼國々も此神の經營ハ給ひ
むら如此ハ爲ハ給ひなるハ
一 同書意字郡の拜志郷所造天下大
神命將平越ハ口爲而幸時此處樹
林茂盛今時詔吾御心之波夜志詔
故云林とあるハ大國主神の越洲

一地のことハ聞えまじ見えり

八千矛神ハ大國主神の亦名なり
相良正勝の説ハ日高國沙流郡ハ義人
多一こま古の都府の跡ハてら義經の
婿ハあられり此地なりと云り

上ハ云へる如く古事記の正一ハ八洲舞
へて遠々越の洲とよまされたりと味
ひ見えり

の八口を平らむとて發出まじ

時の傳なり古事記ハ八千矛神將

婚高志國之沼河北賣幸行之時到

其沼河北賣之家歌曰夜知富許能

八千迦微能美許登波命夜斯麻久

介八島都麻麻岐迦泥豆不妻覓登富

登富斯遠故志能久途途越洲佐加志

賣遠女阿理登岐加志豆有聞云々

と何るを越洲ふての事ありまじ

出雲風土記嶋根郡美保郷所造天

下大神命聚高志國坐神意支都久

辰爲命子俾都久辰爲命子奴奈宜

波比賣命而令産神御穂須々美命

是神坐矣故云美保また意宇郡理母

郷の所造天下大神大穴持命越八

口平賜而還坐時來坐長江山而詔

矢野翁の玉梓物語曰く國造坐大神
の高志國の鎮衛トて意支都久辰爲
神俾都久辰爲神を住り給ひあの高
志國を二分て奥越邊越といひまじ
八國と云給へり聞ゆ是世に謂ゆ
蝦夷千島トて和蝦夷荒蝦夷トも越度
嶋嶺賂辨島などもいひ赤縣とて古く
ハ玄股毛民勞民の國と稱ひまじ雄略
天皇の御世頃韓國は遣まじ妾人の

説も一宗ありは五十五國と定賜へる
ことも有りたりし或人おを北倭とせ
るハ信かこしをハ別記せる物あり
と見お頼國曰く五十五國とありハ上
撰たり漢籍は見えざる文めて偽ハ
あらざる事別説なり

増譯采覽異言云く蝦夷は西語「エゾ」
又「エツ」又「エラ」チエツと云ふ羅甸語ヲ
ルにも地あり「エ」ハ助辭なり即ち「エ」
の地と云る義あり頼國按「エ」ゾエ
ミシの轉訛なりまゝ高田與清の排諧
歌論云く蝦夷をエミシと云ふも赤生の
義おて赤毛人なるべし赤き物ハ
衣といふも海老鯨若藥蒲荷などの類
あまゝ例あり又須も斯もかよひて牟
斯の畧語なり物の群生と云ふ詞も
蟲まゝ昔生もあるべし衣曾といふも同語
おく曾ハ必らば清音るべしおる熊

我造坐而令國者皇御孫命平世所
知依奉但八雲立出雲國者我静坐
國青垣山廻賜而玉珍賜而守詔故
云文理とありハ彼洲より還來ま
しての傳なりまたそまより後の
傳説は伴信友が中外經緯傳に蝦
夷の本郷のものも見えたる始ハ
齊明記五年四月お遣阿部臣名率

後方羊蹄ハ西蝦夷おて土人はシラベと
云へりハ明治己巳八月十五日公布あり
て後志國と定らる

後方羊蹄ハ西蝦夷おて土人はシラベと
云へりハ明治己巳八月十五日公布あり
て後志國と定らる

村瀨氏の執園日鈔ハ肅慎後漢曰挹婁
元魏曰勿吉隋唐曰黑水靺鞨姓挈氏五
代時始称女真後避遼興宗諱改曰女直

船帥八十艘討蝦夷因云々至肉入
籠時問菟蝦夷膽鹿嶋菟穗名二人
進曰可以後方羊蹄為政所焉
夷郡乎○乎ハ隨膽鹿嶋等語遂置
郡領而歸攻所ハ郡領置たる由お
置たるな分書ハ或本云阿部引田
臣比羅夫ハ上の本文ハ阿部臣闕名
與肅慎戰而歸獻虜卅九人

臣屬於遼至阿骨打遂滅遼國号金元滅
金置軍民萬戶府五其餘種至明分為三
種曰建州女直謂之生女直清太祖奴兒
哈赤所興明人称爲奴酋爲建夷萬曆二
十三年加龍虎將軍余後自稱建州國汗
又号後金國汗建元天命迄崇禎三年号
滿洲國皇帝九年建國号曰清遂滅明國
混一南北曰海西女直謂之熟女直遼餘孽
也曰野人女直在極東東瀕海無野人
當此蝦夷此讀云越族云蓋古沃沮之種
也沃沮夷州越族野作野人皆古今方言
之轉訛耳と見えたり但本書の考證引
書等と省きて掲げしを怪むこと勿れ

と見えたり古事記傳ふ此章は蝦
夷國とあるハ正しく其本國のえ
そが嶋のふと形り志りべいと云
地も今も何り志りべつともいふ
と見えまた同紀四年は渡島蝦夷
持統紀は越渡島とある渡嶋も蝦
夷の本國をいふるなるべいとて
くはし紀説あり此説ふとりてな

不考あり同六年紀阿部臣肅慎
を伐る條は以陸奥蝦夷令乘已船
到大河側於是渡島蝦夷一千餘屯
聚海畔云々まの弊賂弁嶋の注は
度嶋之別也と見えたるをも證と
まへく又日本後紀は弘仁元年十
月甲午陸奥國言渡嶋狄二百餘人
來著部下氣仙郡非常國所管令之

氣仙郡今屬陸前國

歸去狄等云時は寒節海路難越願

俟來春欲歸本郷許之留住之間宜

給衣糧と見えたるふておとよ明

なり 又渡嶋と一もいふハ陸奥よ

みて蝦夷の本郷の別名ありその

ろと蝦夷の皇國も在るも何るよ

本國あるもとも蝦夷と呼び又

その本國の名をもたよ蝦夷と

呼べを彼方此方の人といふと又

其本國をさしていふとかさよ

混らは一けきさる所ハ心志

らひして記し別たれたるなり後

紀那るハウれの本土を度嶋とい

ひてえと一は狄字を當て記ささ

たるハ混らハ一か 又與肅慎戦と

らぬ書さまなり 又與肅慎戦と

ハ肅慎國ハ蝦夷國の西北方よ接

近藤氏の辺要分界圖考よ肅慎縣考と
今の朝鮮よりハ遼は奥地を即今の
滿洲キリヒスニシテハホキヨシ等の地方なり
國史に載る所ハ此國の人毎よ佐度出
羽能登辺ちハ蝦夷地ハ著洋の土地々
見えこれ其往來を正しく北國より
直ハ海洋を渡りて今の滿洲辺海々又
ハ朝鮮江原道辺ハ著岸セよ疑なり
るべーと見えたり

びて近き國ある故よ蝦夷を征た

る因よ征一なるべー同六年おも

阿部臣肅慎國を伐ること見えた

るに是はた五年のと一度あるを

御名部崎ハ佐渡國羽茂郡ヨリ

あるへーといをきたるまことお
 然ることなりさてまといをゆる
 肅慎靺鞨なといへる地の事の皇
 國の古書不見えたるも書紀欽明
 卷ノ五年於佐渡嶋北御名部碕岸
 有肅慎人乘一船舶而淹留春夏捕
 魚充食彼嶋之人言非人云々齊明
 卷ノ四年越國守阿倍引田臣比羅

古事記云御真木入日子印惠命の皇
 子大入杵命ハ能登の臣の祖也と見え
 たり

夫討肅慎獻生熊二羆皮七十枚ま
 た五年比羅夫小蝦夷を討平らさ
 せぬる條の一説小比羅夫與肅
 慎戦而歸献虜四十九人又六年遣
 阿倍臣關率船帥二百艘伐肅慎云
 々乞和遂不肯聽據已柵戦于時能
 登臣馬身龍為敵被殺猶戦未倦之
 間為賊被殺已妻子この度ハ元勝
とで軍を止た

石上池辺ハ山邊郡あり今大將軍の池と云

蝦夷東西考證ハ渤海ハ唐書渤海傳曰渤海本粟末靺鞨防高麗者姓大氏睿宗先天中遣使拜表為靺鞨大將軍渤海郡

りとき 五月於石上池邊云々饗肅

慎四十七人ハハ前年の一説ヨ見

ともハハらハハめて其内二人死なと天

武卷ハ五年新羅遣沙喰金清平請

政云々肅慎七人從清平等至之年六

八月金清平本國ハ歸と見えたと

肅慎人の歸とる事ハ遂ハ見え

ハ皇國ハ止持統卷ハ十年賜越度

鳴蝦夷伊奈理武志與肅慎志良守

獻草等錦袍緋緹純斧等ナト見え

靺鞨ハ續紀ハ養老四年遣渡島津

輕津カ司カ讀云追加婁カ按北沃沮一名

置溝婁カ文獻通考作置隔婁疑是追

加婁之轉語カ讀云又曰後魏書作豆

莫婁カ亦諸君鞍男等六人靺鞨國觀

轉語カ其風俗類聚國史ハ延曆十五年四

月戊子渤海國入貢の事と記さ

たる條ハ又傳奉在唐學問僧永忠

王以所總為勿汗洲領勿汗洲都督自是始去靺鞨號專稱渤海と見えて本ハ靺鞨中ハ一種ハ高麗の北東ヨリて粟末水ハ傍居たれハ粟末靺鞨と云るなり其粟末水ハ清一統志曰混同江北在吉林為喇城東南今多松花江源出長白山北流會諸尼黑龍等入海即古粟末水也と云ハ

續紀寶龜三年正月丁酉是日告壹萬福等曰萬福等家是渤海王使者所上之表豈違例无礼乎由茲不收其表萬福等言夫為臣之道不違君命是以不誤封函輒用奉進今為違例返却表函萬福等家深厚懷仍再拜頓地而泣更申君者彼此也臣等歸國必應有罪今已悉渡在於聖朝罪之輕重无敢所避

己卯賜渤海王書云天皇敬問高麗王朕繼體承基臨取區宇恩澤德澤寧齊蒼生然則卒土之濱化有輯於同軌普天之下恩無隔於殊隣昔高麗全盛時其王高武祖宗奕世ハ居瀛表親如兄弟義如君臣汎海梯山朝貢相續逮乎季歲高氏淪亡自示以來音問寂絶爰泊神龜四年王之先考左金吾衛大將軍渤海郡王遣使來

朝始修職貢先朝嘉其丹款龍符優隆王
襲遺風纂修前業獻誠述職不墮家聲今
省來書頓改父道日下不注官品姓名書
尾虛陳天孫借号遠度王意豈有之乎近
慮事勢疑似錯誤故仰有志得具實禮但
使人萬福等深悔前咎代王申謝朕於遠
來聽其浚改王悉此意永念良圖又高氏
之世兵乱無休為假朝威被称兄弟方今
大氏曾無事故妄称號於禮失矣後族之
使不可更然若欲改姓自新寔乃繼好無
窮耳春景漸和想王住也今因使指示
此懷并贈物如例
將谷氏曰大日本史注云當時高麗既滅
渤海有其地此舉旧号送書渤海高麗著
非也
續紀室龜四年六月戊午遣使宣告渤海
使烏須弗曰太政官處分前使重萬福等
所進表詞驕慢故告知其狀罷去已畢而
令使登國司言渤海國使烏須弗等所進
表函違例無礼者由是不召朝廷返却本
卿但表函違例者非使等之過也涉海遠
來事須憐矜仍賜祿并路粮放還又渤海
使取此道來朝者承前禁斷自今以後且
依舊例從就紫道來朝

等所附書渤海國者高麗之故地也
天命開別天皇七年高麗王高氏為
唐所滅也後以天真宗豐祖父天皇
二年大祚榮始建渤海國和銅六年
受唐冊立其國延袤二千里無州縣
館驛處々有村里皆靺鞨部落其百
姓者靺鞨多土人少皆以土人為村
長大村曰都督次曰判吏其下百姓

扶桑略記云延長八年庚寅四月朔日唐
客稱東丹國使者丹後國令開子細件使
答狀前後相違重令復問東丹使人等本
雖為渤海人今降為東丹之臣而對答中
多称契丹王之罪惡一日為人臣者豈其
如此乎須舉此旨先令責問今須令進過
狀仰下丹後國已了東丹國失礼義
水朝文粹云東丹國入朝使裴璆等解申
進過狀事謬奉臣下使入朝上國怠狀裴
璆等皆實向偽等善從惡不救先主於樽
組之間狠滿新王於兵戈之際況乎奉陪
臣之心使系上國之恒規望振驚而面慰
詠相道而股戰不忠不義向招罪過勳賞
之旨曾無避陳乃進過狀裴璆等誠忠誠
惶謹白
賴國云當時の廷臣等徒は文華を好み
て皇神の大道を疎畧あり遂に臣属の
地と失ふに至るとり豈悔嘆の極ありと
や

皆曰首領土地極寒不宜水田俗頗
知書自高氏以來朝貢不絶と唐書
通考なと渤海本粟末靺鞨附高
麗者國初の事と永忠が書よりハ疎
りおひて無引なと見えたり以乃陸奥
蝦夷の地圖地誌ともを併せて古
と案るよまつ今の奥蝦夷曾字也
嶋の北の終かよより海上十里は
らまよ有る迦良布登嶋わたりま

てを蝦夷の界とて汎く定らむ
 なるそのなるへ一然るハ其の嶋
 北北西より海上一日をる里の船
 路を経て山丹サタンといふ国に至るハ
 の地満州と接続て人物もなふも
 満州と相同く迦良布登ハよろ
 の蝦夷小異ならむとそ去る是を
 古より迦良布登までを蝦夷の部ム

落として治めぬハ山丹わたりを
 治して汎く肅慎といひ其を後ハ
 靺鞨ムコトと革クハめ称ふ事とな里小と
 和銅六年のハ渤海を併せらむ
 つれとそ北南北北迦良布登よ北さま
 の渤海を隸レうさりはる部落ムハな
 ほ靺鞨と称コびて在りりるを皇朝
 小聞しめしおよひて養老四年ハ

和銅六年鞍男等不詔して其在狀正より八年鞍男等不詔して其在狀正と觀察せしめぬひてはらゝ蝦夷の區別をも正しぬひたすあり
 へー以上經緯傳とあるふて中古までの傳説の梗概を見つべしまた唐書靺鞨傳に龍原東南瀕海日本道也と見え遼史百官志に此地は日本國王府を擧ぐるは上古肅慎

明治己巳八月十五日蝦夷地自今北海道と被称十一箇國に分劃し國名郡名等と定め給へる公布あり

日本府を置いて治めぬひし地なる
 ありたり猶その考説まゝ越洲近
 代の事案等ハ佗日の脱稿を俟つ

へー

男 東京 井上鑑次郎 校合

越洲人小論を書

世の人の行ふ道の其本天神の御
おきてお出たるものおて惟神の
大道あり此道を知り脩むるを本
教といふ形り外固と雖も蓋しこ
の大道お従ふものなりまど本
教の傳らざるうらその中を得る
事ありつむ故よ或の頭界よ局カキり

古事記表曰太素杳冥因本教而識乎土產嶋之時元始綿邈類先生而察生神立入之世

中臣壽詞曰高天原仁神留坐須皇親神漏岐神滿美乃命遠持天八百萬乃神等遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平外所知食天天都日嗣乃天都高柳坐仁御坐天

古事記曰我御世之事能許曾神習

日本紀崇神天皇詔曰導民之本在於教化也若有不愛教者乃舉兵伐之

同書推古天皇詔曰朕聞之曩者我皇祖天皇等宰世也踴天踏地敷禮神祇周祠山川幽通乾坤是以陰陽開和造化共調同書孝德天皇詔曰惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也注曰惟神者謂隨神道亦自有神道也

て幽冥を説く或ハ幽冥よ委

く志て顯界を疎略ふす特り皇國

の本教も顯幽とも講明せざる

ことあく大道まゝ是は順ひ言語

まゝ是が楷梯たり故は本教ハ祭

祀政治人道言語と相須て須臾も

不可離もの形り先輩既は彼政教

背反し人道は害あるものと同日

の談あらむや夫教ハ人心を固結

感動せしむる也の志を聖皇是

小循りて國家を治む故は其正邪

を熟々擇むべしある法あり然

し世は區々各種の教法起る也

のハ惟神の大道は非はして人造

小出るを為おもとも昧者ハ不悟

して是は惑溺し狡兒の為は謀詐

万葉集五曰神代欲理云傳介良久虛見

津倭國者皇神能伊都久志吉國言其能

佐吉播布國

同十三曰志貴嶋倭國者事矣之所佐國

叙真福乞曾

春葉集曰古語不通則古義不明焉

魯國の今信する教ハ前野善心ウ記せる魯西本記畧ハ我天曆六年の事とあれと桂川氏の記せる魯西志ハ永正四年の事とシツリ魯西志ハカムシカトカヘ千七百四十年我寛保元年より女帝の命あり追々天教の會士等を遣ハ土人を教導せむと見え那那加考ハ八十年前正徳五年魯西人カムツカを併吞シてより漸々諸島を蚕食して云々二十年前より魯西人の言を使ひ魯西の佛を頸に掛け魯西より役人并に教法師とて

られて死をも不顧もの有り豈憐アヒ愍アヒさる法もむや既よ本書論する如く越洲の人ハ伊那那岐伊那那美二神の御代とり親しく神恩を蒙るるその形もハ伊那那岐伊那皇祖天神の命を奉りて修理固成給ひいふまハ皇祖天神の神恩を思ひいふハ人造の外教も惑ハば一向よ本教を奉戴して正理真

時々諸島に至り撫順せしめ其夷人も多く魯西貢入るに至るも寛政十二年守重エトロフ島を按察し魯西亞建る所の十字を倒せし見せり渡平海北九十五箇の事上注あり唐書突厥傳曰阿史那氏更号可汗又曰北狄守唐太宗曰天可汗皇清四裔考俄羅斯國云其國曰无汗号自立為汗歷三百餘年今其酋皆稱察罕汗云々官制汗左右近侍官四等政西域聞見録曰其王曰汗又曰控噶尔地也鄂羅斯東界之外稱其王曰汗清三朝家録曰倭羅思國察幹汗云々又自称大汗海國圖志曰元代北方疆域考曰元太祖云成吉思汗令其長子殊於俄羅斯地方即汗位明家紀曰奴兒哈赤云々自称建州國汗又曰後金國汗類圖云是太祖也增誤米覽異言ハ康漁と蘭書ハカムイハカムとありといつりまの韃靼の下は國中其威勢盛ある者推尊して主とありとあり稱して汗と云ふ即ち君長の義ありとあり猶西域聞見録海國圖志典

道と神習ふ法一然して越洲もえ神をカムイ又カモイと云ひまゝ上古肅慎三韓等よ府を置いて治め給ひいより近傍の諸國の酋長を汗皇清四裔考よ汗といふハ越洲よ近き地ゆゑ抑神ちふ語比延及していへる抑神ちふ語比原ハ皇祖天神を尊重まかりて云へるより起まるなるハ其御神徳

地誌略等見るべし
近藤氏の都弗加考はチニフカトハ日出
処の義めて魯西亞王をチニフカモイドノ
としカカトハ神の義ありまゝ魯國
の東をチニフカトノとしカトモ日出処
の義ありとあるも東西蝦夷考証も
井あれと千嶋異聞は聖書欲志は享保
十三年ヘリジグ始てシントロウレンスに至る
シントロウレンスもカムサツカの地を享保九
年は魯人の負せし名なり按ふに彼
初ら蝦夷諸嶋は来る時語て曰我國王
ハ日月の等が如し故にチニフカモイドト
稱し屬嶋をチニフカトハありと云
り抑蝦夷ハ日域の屬嶋あれ日出所
と云ふて陪國への詔書とも思ふべ
し西北の日出る遠き國を日出野と稱
せしむるハ狡猾極まりと見たり

を知らばあるはらば其御神
徳を知らむとさる。おハ本教よよ
らされハ知る事あるハ然しハ
速よ人造の末教を弃て本教よ從
事し真よ天祖鎔造化育の大恩を
知り是よ報ゆる道よ盡し真福を
得清きものなり

神習舎主人頼國志

官許

井上藏版

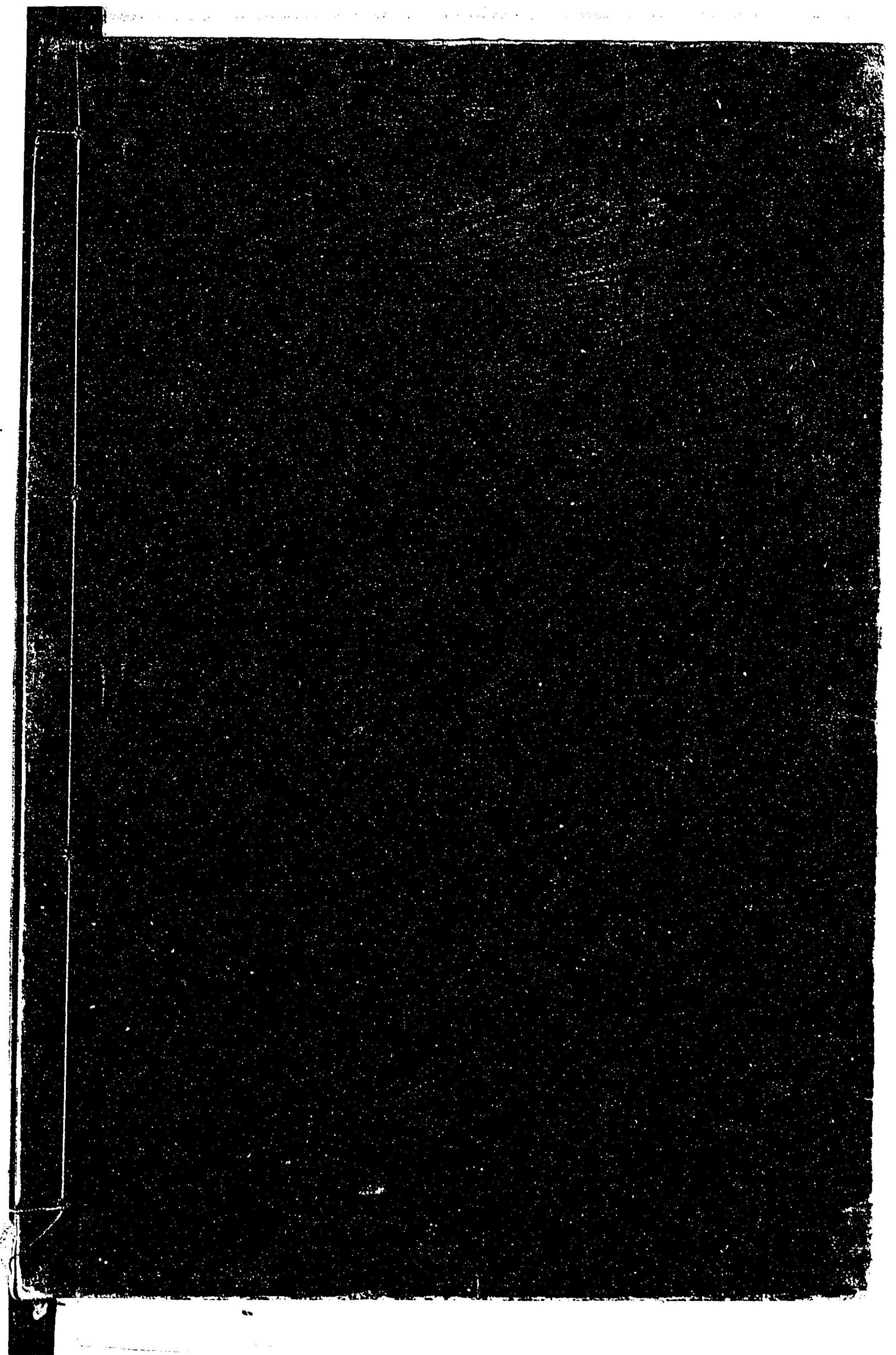
甲府常盤町

内藤傳右衛門

賣弘
書林

同 八日町

同 店



023178-000-8

211-I474e

越州考

井上 頼圀/著

ADC-0015



211.
I474e
W

211.

I.474e

(W)